

毒物及び劇物取締法（抜粋）

（昭和二十五年十二月二十八日法律第三百三号）

第一条 省略

（定義）

第二条 この法律で「毒物」とは、別表第一に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2 この法律で「劇物」とは、別表第二に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

3 この法律で「特定毒物」とは、毒物であつて、別表第三に掲げるものをいう。

以下、省略

別表第三

- 一 オクタメチルピロホスホルアミド
- 二 四アルキル鉛
- 三 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
- 四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト
- 五 ジメチル（ジエチルアミド - クロルクロトニル）ホスフェイト
- 六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
- 七 テトラエチルピロホスフェイト
- 八 モノフルオール酢酸
- 九 モノフルオール酢酸アミド
- 十 前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの